平成２２年（フ）第５３９号
京都市下京区屋形町23番地１　朝日プラザ鴨川507
債務者　西岡　秀幸
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５８１号
京都府八幡市八幡小松20番地の５―1912
債務者　宍戸　春年
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６２５号
京都市山科区西野大鳥井町11番地30、申立時の住所京都市山科区東野八反畑町58番地３　シヤルマンコーポ山科なぎの辻307号
債務者　伊木　美紀
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６５３号
京都市中京区西ノ京上合町32番地１　ニューロイヤル503号室
債務者　羽田　　豊
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６８４号
京都府宇治市木幡熊小路43番地の67
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７３５号
京都市右京区嵯峨野神ノ木町20番地の45
債務者　藤野　貴弘
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘11丁目８番19―203号
債務者　小山百合枝こと　李　百合枝
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２７号
兵庫県尼崎市塚口本町２丁目23番18号　サンロイヤル塚口101、前住所兵庫県尼崎市尾浜町３丁目29番26―502号
債務者　東　　忍（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７号
鳥取県鳥取市吉成39番地32
債務者　岩成　博子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４号
広島県竹原市新庄町1400番地７
債務者　瀬戸　広之
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５９号
広島県呉市広石内３丁目７番27号
債務者　垣本美由紀（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第６３号
広島県呉市中央７丁目５番８―401号
債務者　安澤　義明
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第６４号
広島県竹原市本町２丁目５番６号
債務者　丸山　忠臣
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第６５号
広島県呉市本通２丁目５番１―704号
債務者　土肥　里子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第７０号
広島県江田島市大柿町大原546番地６
債務者　岡本　笑子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第７１号
広島県呉市広弁天橋町２番６―204号
債務者　稲益　新悟
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第７４号
広島県呉市焼山政畝２丁目12番８号
債務者　新谷　正男
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５６号
広島県尾道市西土堂町４番12号　セピアコーポ101
債務者　中司　國夫
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係